

▼所得制限について

次の所得制限額表の所得を上回っている場合は、受給対象外となります。

次の表で扶養義務者とは、民法上の扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹）で、かつ、受給資格者の生計を現に維持している者（生計に要する費用の大半を負担している状態）です。

所得制限額表（障害児福祉手当、特別障害者手当）

扶養親族数	本 人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額 (参考)	所得額	収入額 (参考)	所得額
0 人	5,252,000	3,661,000	8,319,000	6,287,000
1 人	5,728,000	4,041,000	8,586,000	6,536,000
2 人	6,203,000	4,421,000	8,799,000	6,749,000
3 人	6,668,000	4,801,000	9,012,000	6,962,000
4 人	7,090,000	5,181,000	9,225,000	7,175,000
5 人	7,512,000	5,561,000	9,438,000	7,388,000

所得制限額表（特別児童扶養手当）

扶養親族数	本 人（保護者）		配偶者及び扶養義務者	
	収入額 (参考)	所得額	収入額 (参考)	所得額
0 人	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
1 人	6,862,000	4,976,000	8,586,000	6,536,000
2 人	7,284,000	5,356,000	8,799,000	6,749,000
3 人	7,707,000	5,736,000	9,012,000	6,962,000
4 人	8,129,000	6,116,000	9,225,000	7,175,000
5 人	8,546,000	6,496,000	9,438,000	7,388,000

※ ただし、所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある者についての限度額（所得ベース）は、上記の金額に次の額を加算した額とする。

(1) 本人の場合は、

ア 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円

イ 特定扶養親族1人につき25万円

(2) 配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円

●所得の範囲及び所得額の計算方法

所得の合計額 ①＋②＋③＋④	① 総所得金額(※), 退職所得金額及び山林所得金額(地方税法第32条第1項)
	② 土地等に係る事業所得の金額(地方税法附則第33条の3第1項)
	③ 長期譲渡所得の金額(特別控除前)及び短期譲渡所得の金額(特別控除前)(地方税法附則第34条第1項及び同法附則第35条第1項)
	④ 先物取引に係る雑所得等の金額

※給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額

●各種控除と金額

控 除 額	社 会 保 険 料 控 除	80,000円控除(一律) 受給資格者は課税台帳の額(受給資格者が20歳以上の場合)
	雑 損 控 除	控 除 相 当 額
	医 療 費 控 除	
	小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	
	配 偶 者 特 別 控 除	
	障 害 者 控 除	障害者1人につき 270,000円控除
	特 別 障 害 者 控 除	障害者1人につき 400,000円控除
	寡 婦 控 除	270,000円控除 配偶者には適用なし
	ひ と り 親 控 除	350,000円控除 配偶者には適用なし
	勤 労 学 生 控 除	270,000円控除
	肉用牛の売却による農業所得に対する所得税の免除に相当する額	免 除 所 得 額

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条に規定)